

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

地方公共団体が申請する保安林解除申請や国有林の貸付申請等に伴う、用地測量の簡素化

提案団体

妙高市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実測で行われているが、GIS または GPS を利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和等を求める。

具体的な支障事例

・保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実測で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高額な測量費用の負担が生じている。

保安林の解除については、どの範囲かをおさえる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除を「申請」する入口の段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GIS または GPS を利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間での簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。

・国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体にあってはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要だとしても、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。

なお、規則 14 条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。

・登山道や遊歩道にあっては、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際された場所を使っている実情も多くある。そういった箇所についても当然、貸付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができていない事案が多くある。

※GPS 測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正による GPS 補完技術も進んでいる。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地方公共団体における財政投資の削減、行財政の効率化が図れる。
- ・貸付費用が無償であれば、厳密な貸付面積の求積も必要ないと思われる。
- ・長期間に及ぶ保安林解除等申請業務の時間短縮化、簡素化が図れる。
- ・現在貸付を受けている箇所からずれが生じている部分の修正(申請)がスムーズに行われるようになる。

根拠法令等

- ・森林法施行規則
- ・保安林及び保安施設地区の指定、解除の取り扱いについて
- ・国有林野の管理経営に関する法律施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、胎内市、徳島市

- 土砂災害の増加に伴い、森林整備事業の必要性も増加しているが、保安林に係る手続きの簡略化により、保安林を要件の一つとする森林整備事業の促進に効果があると考えるため。
- 国有林野貸付申請等においては、車両通行が困難な山間部や見通しが悪い区域が多く、指示された現地測量による実測に困難を来す場合がある。また、国有林と民地を跨ぐ場合は異なる測量方法により作業しなければならない場合がある。このため、GIS や GPS を活用した測量方式で国有林野の用地測量が可能であれば、申請業務期間の短縮や行政経費の節減などの効率化が図られる。
- 国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実測で行われているが、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、申請者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量費用の負担が生じている。GIS や GPS を利用した測量技術も進歩しており、他の管轄では GPS 測量が認められている事例もあることから、少ない費用と時間での簡易測量も可能となる緩和措置等を求める。

各府省からの第1次回答

1. 保安林について

保安林は、森林法に基づき、水源涵養や災害防備などの公共の福祉の増進を目的として、開発行為や森林の施業について、一定の制限を行い、公益的機能の発揮を図っていく森林であり、森林所有者等の財産権の制限を伴うものである。その区域・境界は、行為制限など保安林制度の運用、さらには違反行為があった場合の事実認定の基礎をなすものであるため、測量成果については、現地において区域・境界を特定及び復元できるものでなければならない。

「実測によらない簡易測量」がどのような方法であるのか等が明らかではないが、転用を伴う保安林の指定の解除に係る区域・境界については、現地で明確に示されるとともにその復元性が必要であるため、解除申請書には、実測した測量結果(実測図等)の添付を要するものである。

2. 国有林の貸付けについて

貸付けの申請に必要な位置図、実測図は、その貸付けが有償であるか無償であるかを問わず、貸付申請に係る土地の位置、形状、面積が明確に示されていることが、国有財産の適切な管理や貸付者、借受者双方の権利関係を明確にする上から重要であり、現地において貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元される必要がある。

「実測によらない簡易測量」がどのような方法であるのか等が明らかではないが、貸付けに係る区域・境界は、現地で明確に示されるとともにその復元性が必要であるため、貸付けの申請に当たり現地を実測した実測図の添付を要するものである。

なお、規則 14 条で定める「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」場合とは、既知の実測点を見取図で示すことにより、貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ①貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではないか。
- ②保安林内の遊歩道や登山道など永久構造物の設置を伴わない貸付に関しては、面積も広大となるとともに危険箇所等も伴うことから、実測での測量は困難を極めるケースがほとんどである。ゆえに、GIS を用いた地図測量を基本とし、現地の境界立会い、境界杭の設置等について省略する形が妥当と考える。
- ③遊歩道や登山道の実測となると視通確保や杭の設置等による伐採や掘削等も多くなり、保安林へのダメージが多くなる。実測がなければそれらダメージも解消される。

④現在の貸付等に関しては、測量技術が確立される前の案件が多く、長い年数を経る中で、自然災害などによりルートの変更を余儀なくされているものがあるが、そのほとんどが、財政的な要因等でそのままの運用になっているケースが多くなっている。人件費等で高額な測量費用の掛かる実測がなくなることで、それらが解消され、適正管理が進むものと思われる。

⑤規則 14 条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。既知の実測点を見取図で示すことにより、貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などに限るのであれば、それを明確にしたほうがよいのではないか。

⑥「実測によらない簡易測量」については、GIS、GPS を用いた机上での地図測量とし、貸付箇所の整備等が完了したところで、見取り図、地図に基づきに所管森林管理署の現地立会いにより、最終確認を行う形でよいのではと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

権利関係等を勘案し、慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

国有林野を登山道や歩道として貸付けする場合において、GPS を用いるなどにより貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合は、国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条第1項のただし書きの規定に基づく承認を受ける事例の1つとして検討して参りたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(3)国有林野の管理経営に関する法律(昭 26 法 246)

国有林野を登山道や歩道として貸し付け、又は使用させる際の申請について、GPS 等を利用した見取図により貸付け又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けることができる場合(施行規則 14 条1項ただし書)に該当することを明確化するため、「国有林野の管理処分の事務運営について」(昭 42 林野庁)を平成 28 年度中に改正する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果 重点事項通番:27

(8月8日第43回専門部会、10月13日第47回専門部会にて審議)

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。

具体的な支障事例

【提案の背景】

社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。

本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。

また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無く(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要ではない状態である。

【具体的支障事例】

共済の需要がないのも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならず、農業共済関係法令の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。

また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合化)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- (1) 自治体が、地域の実態に応じた共済制度の設置を選択できるようになることで、地域に真に必要な事業の適正な運営の確保に注力できるようになる。
- (2) 職員の事務負担軽減を図ることが出来る。

根拠法令等

農業災害補償法第85条の7

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、共済事業を行う市町村においてご指摘のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案により、本件が共済事業を行う市町村における問題点の一つであると認識していただいたことは一定の成果であると考える。

今後は、農業災害補償制度の全体的な見直し及び法制上の措置により、支障事例の早期解消に向けた対応をご検討いただきたい。

併せて、可能であれば今後の見直しに向けた具体的なスケジュール案等もお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

農作物共済と同様の取扱を可能とすること等、提案団体の意向を踏まえた対応の検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

農業災害補償制度については、本年秋を目指し、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めているところである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(1)農業災害補償法(昭22法185)

(i)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果 重点事項通番:27

(8月8日第43回専門部会、10月13日第47回専門部会にて審議)

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農業共済保険審査会の必置義務の見直し

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必置義務を見直してほしい。

具体的な支障事例

【提案の背景】

本県においては、昨年県内4つの農業共済組合が合併・1組合化したこと、農業共済組合連合会が解散となつた。

そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。

また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。

なお、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。

【具体的支障事例】

都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などをを行う必要があるほか、委員からは開催の目処がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

審査会に係る事務の負担軽減により本来業務の効率化が図れる。

根拠法令等

農業災害補償法第131条、143条の2

都道府県農業共済保険審査会規程

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県

- 本県では昭和 61 年 2 月以降、開催実績はなく、平成 16 年 9 月に審査会の在り方を見直し、非常設の審査会とし、審査案件が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成 16 年 9 月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていないが、事務軽減のため必置義務の見直しは必要と考える。
- 本県においては、平成 22 年 4 月から農業共済組合が 1 組合化しており、法第 131 条の規定による審査を行うことがなくなった。また、昭和 61 年以降、農業共済保険審査会の開催実績はない状況である。長年開催実績がなく、今後の開催も殆ど見込まれないことから、必置義務の見直しが必要と考える。
- 本府も平成 25 年度に 4 つの農業共済組合と連合会が合併し、1 特定組合化したことから、法第 131 条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなった。また、法第 142 条の 2 で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、共済掛金率の算定等、国から示されている作成要領に基づき、前例に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・答申手続きを経ないこととしたため、平成 13 年度以降開催実績はない。現在、同審査会は「休止」扱いと、委員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱(任命)を行って開催することとしている。
- 本県では、来年度 1 組合化することが予定されていることから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、石川県と同様に、法第 131 条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起する」ことはなくなると考えられる。また、法第 143 条の 2 で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、開催は殆ど見込まれない状況である。(昭和 61 年以降開催の実績はない。) 以上より、当該審査会の必置義務の見直しが必要と考える。
- 本県は、平成 15 年に 1 組合化して連合会を解散したため訴が起こることは事実上なくなったほか、知事の諮問に応じた調査審議も過去に行つたことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い。必置義務の見直しにより、行政運営の簡素化が図られる。
- 本県においても農業共済組合は県内単一の組合となっており、法第 131 条の規定の適用はない状況である。また、法第 142 条の 2 で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、昭和 56 年度以降、長期にわたり開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第 5 条の規定により、審査会の委員の任期が 3 年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任していただく必要がある。

各府省からの第 1 次回答

農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、都道府県農業共済保険審査会についてはご指摘のような問題があることも確かであるので、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県農業共済保険審査会については、収入保険制度の検討に併せて見直しを行うとのことだが、今後の具体的な検討スケジュールをお示しいただいた上で、本県の提案要望についても、そのスケジュールに沿った法制上の措置を講じていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

農業共済保険審査会の設置義務については、地方分権改革推進委員会第 2 次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成 29 年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討

状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めているところである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(1)農業災害補償法(昭 22 法 185)

(ii)都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	13	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農業・農地
------	----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止

提案団体

三豊市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。

具体的な支障事例

「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の(1)に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きに進めない場合がある。

さらに、農政局や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業実施主体が、農業協同組合や農地所有適格法人などの場合、市町村を経由しない方が効率的で迅速な事業遂行が可能となる。特に、香川県においては、団体の活動範囲が市町村の域を超えている場合が多く、都道府県で直接手続きを行う方が、効率的で円滑な補助金の事務手続きが可能であり、より機動的な事業遂行が期待される。

見直しにより、市町村は、関係機関同士、密接に連携をはかることで指導管理体制を確保することに注力でき、適正な事業の執行は維持されるとともに、これまで以上に地域の担い手育成等、本来の目的である地域の農業振興に集中することができる。

根拠法令等

強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市、海老名市、宗像市、大刀洗町

○本市においても、県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、

説明資料が必要となり、市においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要している。手続き事務に忙殺され、地域の農業者の意見を聴いたり、ニーズを分析するなど、本来、市町村が担うべき農業振興のための基本的な業務の遂行に支障をきたしている。

○国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。

各府省からの第1次回答

○強い農業づくり交付金については、事業の採択権を都道府県に委ねる等、地方自治体の裁量性を高めている。

○これに伴い地方自治体に事務が発生しているが、事業の実施に必要な事務費については、事業費とは別途交付可能としており、市町村も都道府県を通じて事務費の交付を受けられる仕組みとしている。

○本事業は農畜産物の産地の収益力強化に向けた取組を支援するものであり、当該産地の所在する市町村の積極的関与が事業の効果的な実施には不可欠となっているため、当省としては、引き続き、現行どおり、市町村経由事務を維持した上で、市町村にも一定の役割を担っていただきたいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、市町村経由事務の廃止を求めるものであって、事務費の交付を望むものではない。むしろ、事務費交付となると、そのための事務が更に発生することになり、農林水産省、都道府県にも市町村同様に、事務の負担をかけるという事務負担の悪循環が推測される。

また、現状として、各市町村の農業振興の現場においては、経由事務の有無に関係なく、農業協同組合（以下「JA」という。）や県の担当者と日頃から密接な関係作りができている。また、経由事務を通しての関与ではなく、事務の効率化、経由事務の廃止を行うことで、今以上に、現場において地域の農業者と意見を交わす時間を持つことの方が、市町村は都道府県や事業主体であるJAと積極的に関与できるため、事業の効果的な実施にもつながると考える。また、個人経営の農業者はともかく、JAや農地所有適格法人などの農業法人が事業実施主体の場合、市町村を経由しない方が効率的で円滑な事務手続きになる。特に、JA香川県は、県内の単協が統廃合された組織であり、市町村の区域よりも規模が大きい。今後は、益々このような広域的な観点が必要となってくると思われる。時代の流れに即し、柔軟に制度の変更を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

市の補正予算に要する期間を踏まえると、実施できない場合が起こりうることに対する回答が示されていない。

市町村の積極的な関与が求められているが、国、地方農政、県、県出先を通じた市までの情報の伝達に時間を要するため、市では農家等の要望の把握や事業調整に十分な時間が取れず、実施が次年度へ先送りとなり弾力的な事業の運用ができない場合もある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

交付方法の変更ではなく、予算編成時期等に配慮したスケジュールとする等により、関係する地方自治体に配慮した形での業務実施となるよう検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

本提案は予算執行に当たって地方自治体の裁量を増加させたことに伴い発生した事務に関する、都道府県と市町村の負担割合の問題であり、交付金執行に係る都道府県と市町村との役割分担のあり方について、関係者の意見を聴取した上で、対応を検討することとした。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(13) 強い農業づくり交付金

強い農業づくり交付金の執行に係る経由事務については、同交付金の執行に係る都道府県と市町村との役割分担の在り方について検討し、都道府県、市町村、事業実施主体等の意見も踏まえ、平成 28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

78

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

中山間地域をはじめとしたより多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業へ参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。

具体的な支障事例

【現状】

中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業推進が必要不可欠と考えている。

そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。

【課題の所在】

この交付金は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力向上を目的としているが、下記の課題があり、特に中山間地域等に多く存在する小規模経営体への対応が十分でない制度となっている。

①整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。

②また、整備交付金においては市町村が収益施設の事業実施主体になることができず、基幹となる事業体が少ない中山間地域等において、地域の小さな経営体をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。

【提案内容】

①総合化事業計画と事業実施計画を一本化するか、又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような内容が重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。

②整備交付金において市町村が実施主体になることができるようするなど要件の緩和を図る。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①手続きの簡素化や要件緩和により、事業の活用が進み、事業者が6次産業化へ取り組みやすくなる。
- ②中山間地域等の小規模経営体の6次産業化への取組みを促進することにより地方創生の取組みにも繋がる。

根拠法令等

・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(6次産業化関係施行日平成23年3月1日)

・6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(改正平成28年4月1日)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、群馬県、福井県、長野県、滋賀県、五島市、沖縄県

○6次産業化ネットワーク活動交付金については、申請要件が厳しく、使い勝手がよくないという理由で、要望調査を行っても希望者が出てこない状況である。

○6次産業化へは時間が多くかかる問題があるので、簡素化できれば取組みしやすくなる。

○総合化事業計画認定時期と整備交付金の導入時期に差があるため、情勢変化に伴い施設の規模等を変更する場合、実施計画を策定する時期に総合化事業計画の見直しを行うなど、事業実施主体の事務負担が増大するケースがみられる。

○離島地域を多く抱え、小規模経営の農林漁業者が多い本県においては、6次産業化の推進が必要不可欠と考えている。そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請要件が厳しく、活用が難しいため、県の独自事業により6次産業化の推進を支援している。この交付金は、農林漁業者の所得を増大し、農山漁村の活性化を目的としているが、下記の課題があり、小規模経営の農林漁業者への対応が十分でない制度となっている。整備事業の活用にあたっては、事業実施主体が六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、資料作成が事業実施主体の負担となっている。

○手続きの簡素化や要件緩和により、6次産業化に取り組む事業者にとって利用しやすい制度になることは、6次産業化の推進に資するものと考えられる。

○整備交付金の活用にあたっては、事業実施主体が六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」を策定した後、さらに交付金申請のための「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。

○事業実施に当たっては、様々な外部環境等の変化により、軽微な変更が発生する。しかし、施設整備事業の計画と総合化事業計画の内容のずれが生じた場合、総合化事業計画の変更が必要となり、手続に数か月かかる。このため、事業実施が大幅に遅れる。また、このため、年度内に事業完了が困難となることが予想され、補助事業の申請自体が困難になることがある。このため、総合化事業計画と事業実施計画を一本化することは必要である。

○提案団体の具体的な支障事例【課題の所在】のうち①について、事業実施計画に係る国との協議にかなりの時間を要した事例がある。

○本県でも小規模経営体がほとんどであり、事業を実施する場合、実施主体の負担が大きくなることが予想される。

○当該事業の申請手続きを簡素化することは、事務負担の軽減に加え、手続きに要する期間の短縮にも繋がると考えられることから有効である。該当事業は融資残を基準に補助金額を算定する必要があり、金融機関での融資査定に半年程度の期間を要することがほとんどである。事業計画策定等に要する期間を短縮することは、申請に要する期間の短縮に効果がある。

各府省からの第1次回答

①について、

六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」は、基本方針に照らし、実現性や経営改善につながるか等を審査するものであるのに対して、整備交付金の申請に係る「事業実施計画」は、事業実施要綱に基づき交付目的にあっているか、事業費が適正か等を審査するものであることから、両計画は審査内容と目的が異なり、「総合化事業計画」と「事業実施計画」を一本化することはできない。

また、「事業実施計画」は、事業者が交付金による支援の申請を行うためのものであることから、事業者が支援を受けて整備した後も交付決定者(都道府県)が進捗状況を把握し、必要に応じて事業者を指導するために、「総合化事業計画」にはない年度ごとの目標値の記載を求めているところであり、両者の記載内容は異なるものである。

なお、事務手続については、事業者及び都道府県の事務負担を軽減する観点から、これまで実施要綱及び実施要領の一本化などの改善を図ってきたところであり、今後とも、必要に応じて改善を図っていきたい。

②について、

6次産業化の施設整備は、「総合化事業計画」の認定を受け、売上高の成果目標の達成を図るために新商品の加工・販売等に主体となって取り組む農林漁業者等を直接支援することが、農林漁業者等の所得向上を図るうえで効果的であると考えている。

一方、整備交付金の地域タイプは、市町村戦略に基づき市町村が実施主体として取り組む新商品開発のための加工機械等の整備も支援しているので、市町村戦略において、中山間地域等の経営体における現状・課題を踏まえた6次産業化の取組方針や目標を位置付け、市町村が主体となった地域における6次産業化の取組を促進いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①について、

- ・進捗状況の把握は、単年度の目標値管理までしなくても、総合化事業計画の目標値に対しての進捗度の報告で可能である。
- ・内容が重複する項目については、事業実施計画において省略しても問題はないと考えている。
- ・農林水産省の見解では、「今後とも必要に応じて改善を図っていきたい」とあり、今回提案している「重複項目の省略」は改善提案の一つと考えている。

②について、

- ・農林漁業者等への直接的支援は効果的であるが、中山間地域等の経営体は小規模経営体が多く、国事業による直接的支援の対象になれないケースが大半である。
- ・一方、国の整備事業交付金地域タイプでは、整備施設の使途が新商品開発や成分分析等の試作的活用に限られており、製品製造を行うことができない。
- ・市町村が地域タイプで整備する施設においても製品製造を認め、主体となって地域を取りまとめて中山間地域等における6次産業化が飛躍的に進むと考えており、是非とも制度の見直し、緩和をお願いしたい。
- ・なお、島根県では、県単独事業で市町村が主体となった取り組みを支援する事業を今年度から開始した。
(詳細については、別添補足資料を参照されたい。)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井県】

①について、

両計画は、総合化事業計画をマスター・プランとし、事業実施計画がアクション・プランとなることは自明であり、両計画間で記載内容、記載順序等を整理することは可能と考える。また、総合化事業計画においては事業実施計画を想定した内容に整理すること、事業実施計画においては総合化事業計画の該当項目を参照、引用することで、計画策定の負担を減らすことが可能と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

①について

6次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」と整備交付金の申請に係る「事業実施計画」は、審査内容と目的が異なることから、一次回答のとおり、一本化することはできない。

なお、事業実施計画の進捗目標については、事業実施主体毎に売上高の増加を直線的に考えて目標設定しているか否かにより目標値の設定の仕方が変わってくることから、交付決定者(都道府県)が事業実施主体毎に毎年度の進捗を適切に管理するためにも、事業実施計画において年度毎の目標値を記載し、単年度毎の目標値管理を行うことが必要であると考える。

これまで、事業実施計画においては、様式に準ずる既存書式(データ等)がある場合、その写しの引用を可能としてきたところであり、現在の様式以上に引用を可能とする項目があると考えるのであれば、具体的に提示頂きたい。

②について

一次回答のとおり、6次産業化の施設整備は、「総合化事業計画」の認定を受け、売上高の成果目標の達成を図るため新商品の加工・販売等に主体となって取り組む農林漁業者等を直接支援することが、農林漁業者等の所得向上を図る上で効果的であると考えており、農林漁業者等が主体となって取り組む6次産業化への支援に当たっては、農林漁業者等が加工・販売施設等の事業実施主体となることが適切と考えている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(16)6次産業化ネットワーク活動交付金

6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業(地域タイプ)については、当該事業において整備した機械を用いて開発した新商品の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平 25 農林水産省)を平成 28 年度中に改正する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

102

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

国営土地改良造成施設の改築等申請の県経由の廃止

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

国営土地改良事業によって造成された土地改良施設を、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第59条(他目的使用等)及び同61条(改築、追加工事等)の申請をすることができる。その際の申請は、同69条により、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

また、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を経由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。

具体的な支障事例

承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、県で添付書類の有無は確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多く、都道府県を経由する意義は実情としては乏しい。

なお、上記他目的使用等の状況は、土地改良法第132条第1項に基づいて行われる土地改良区検査等によって、都道府県においても十分把握できる状況である。

さらに、県を経由するため、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられることから、県業務の煩雑化と国業務の非効率性を生ぜしめている都道府県経由制度を廃止するべきである。

(参考／本県における過去の経由事務件数)

H27:41件、H26:45件、H25:61件

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・都道府県経由という義務付けが廃止されることで、国と管理受託者との間で、書類等のやりとりや問い合わせ等を一元的に実施することが可能となり、事務の効率・簡素化に資する。

・また、土地改良区等においても、承認に係る期間が短縮され、迅速な作業等が可能になる。

根拠法令等

土地改良法施行令第69条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、静岡県、岡山県

- 国営土地改良事業により造成された施設について改築追加工事等を行う場合の申請書類は、管理受託者である土地改良区から送付を受け、農政局に送付している。県では添付書類の有無の確認を行う程度で、内容についての審査をすることなく、県知事を経由する意義は乏しい。また、県においても出先機関を経由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。申請者から申請に対していつ承認されるのかと県に問合せがあるなど、処理に迅速さが求められるため、制度改革は有効と考える。
- 当県においても、承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、県で添付書類の有無は確認しているが、承認の際の判断材料として国が求めている書類については、案件によって厳密に求めるべきか否か、国でなければ判断できない場合が多い。
- 承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うことになっており、県では、申請書等の経由だけを行っている。また、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられる。申請者の迅速な作業等のためにも承認までの期間短縮が必要である。

(当県における事例件数 H27:18件)

各府省からの第1次回答

国営土地改良事業により造成された土地改良施設(以下「土地改良財産」という。)について、農林水産大臣(土地改良法第136条の3等の規定に基づき、地方農政局長等に権原委任。)から管理の委託を受けた土地改良区等(以下「管理受託者」という。)が、他目的使用又は改築、追加工事等(以下「他目的使用等」という。)する場合は、土地改良法施行令の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けることが必要とされており、承認の申請は、都道府県知事を経由しなければならないこととされている。

他目的使用等の申請について、都道府県知事を経由することとされているのは、

① 都道府県は、土地改良区営事業等や管理規程等の認可権者であり、また、国営事業においても適否決定に際し協議を受ける等一定の役割を担っていることから、土地改良財産の管理状況を把握しておくことは、都道府県としての事務の適切な実施に資する

② 土地改良区等が管理する土地改良財産に係る維持管理事業計画や管理規程の認可等の都道府県の事務が適切に行われることにより、より適切な土地改良財産の管理がなされることが期待されること、また、国営更新事業を行う場合の手続の円滑化が図られる

ためである。

また、各都道府県において、申請書類が法令、通知等に定める内容を備えているか等について、確認を行うことにより、地方農政局段階における手戻りが防止される等、事務の効率化にも寄与しているところである。

当該経由事務を廃止した場合、

① 土地改良財産の管理受託者は、土地改良区の外、市町村、農協等と多岐にわたっていることから、土地改良区検査等他の方法により、全ての他目的使用等の状況を把握することは困難であること

② 申請書類の確認が地方農政局へ集中することにより、事務が煩雑化し、従来と比較して、承認までに要する期間が長期化する可能性が高いこと

から、土地改良財産の適切な管理及び他目的使用等の申請者や管理受託者である土地改良区等の利便性の確保を図る上で、当該経由事務の廃止は適当でない。

なお、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議については、現行制度においても、都道府県知事を経由することを義務づけていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県の認可や国営事業の適否決定の協議等は、他目的使用等の状況により、認可等の判断を左右せず、その観点から土地改良財産の管理状況の把握を都道府県が行う必要はない。

後段の、当該経由事務を廃止した場合の想定については、「土地改良財産取扱規則」第27条に基づき地方農政局長等から農村振興局長に定期報告があるので、都道府県に対しても参考送付されれば足りる。未管理委託施設の場合は、直接農林水産省に申請されている。

また、事前に都道府県が書類確認を実施することにより事務の煩雑化を防ぎ利便性を確保する趣旨とのことであるが、土地改良法施行令第69条によると、都道府県は申請書の経由であり、確認作業は都道府県に与えられた権限の範囲外で、都道府県には管理受託者(公法上の契約)を指導及び監督する義務も法令上与えられていない。

確認事務の煩雑化の防止という観点を重視するならば、申請書の記載事項や添付書類のチェックリスト等を

国から直接管理受託者に配布し添付させた方が、現在よりも意識して書類を揃えてもらえるようになり、より効果的な防止策になるのではないか。

上記以外に、政令制定当時は交通の便が悪く、全て紙媒体での書類のやりとりであったなど、都道府県で一括して申請書を送付する方法が効率的であったことが経由事務を義務付けていた理由とも考えられるが、現在は交通の便や業務の電子化等から、その意義もなくなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

国営事業により造営された施設(以下「国営施設」という。)は国が示す管理方法書等に基づいて管理受託者が管理しており、他目的使用・改築追加工事の承認は管理委託者である国が行う事務である。

国営施設の他目的使用、改築追加工事等の書類を都道府県知事経由によることにより、都道府県が国営施設(土地改良財産)の管理状況を把握することまで条文から読み取れない。

国営施設の改築追加工事では農政局出先事務所の意見書が付されるなど、管理受託者と農政局との間で調整されて県に送付されるので審査する余地がなく、都道府県知事経由とする意義は乏しい。

県においては出先機関を経由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。処理の迅速さからも都道府県の経由を廃止した方が効率的であると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用や改築・追加工事の経由事務については、

① 都道府県は、土地改良区営事業等や管理規程等の認可権者であり、また、国営事業においても適否決定に際し協議を受ける等一定の役割を担っていることから、土地改良財産の管理状況を把握しておくことは、都道府県としての事務の適切な実施に資する

② 土地改良区等が管理する土地改良財産に係る維持管理事業計画や管理規程の認可等の都道府県の事務が適切に行われることにより、より適切な土地改良財産の管理がなされることが期待されること、また、国営更新事業を行う場合の手続の円滑化が図られる

ことから、都道府県が当該財産の管理状況を把握する観点から有効と考える。

しかし、当該財産の管理状況の把握には、一次回答を踏まえた提案団体からの見解にもあるように、経由事務によらなくても地方農政局等から都道府県へ参考送付することで対応が可能であることを考慮し、このような対応(情報共有)を図りつつ、経由事務の廃止を前向きに検討することとしたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(2)土地改良法(昭 24 法 195)

土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務については、平成 29 年度中に政令を改正し、廃止する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

124

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあっては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないことを求めるもの。(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせること)

具体的な支障事例

【提案の背景】

農林水産省で定める適化法に基づく財産処分承認基準において、財産処分に当たっては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。

このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されているところだが、その場合には数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することになり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。

【具体的支障事例】

港湾修築事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系旧北上川河口部改修工事業により、河川堤防が築堤整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該漁港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則り、145,000円の不動産鑑定料が発生したものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【改正の効果】

財産処分について、数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生する、不合理な状況が解消され、効率的な事業の遂行が図られる。

【他省庁の事例】

同様の財産処分において、国土交通省の条件は「目的外使用により生じる収益のうち国庫補助金等相当額」「譲渡額のうち国庫補助金等相当額」となっており、不動産鑑定を要しないこととなっており、この点からも不合理であると思料する。

根拠法令等

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)第22条
- 平成20年5月23日20 経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」第3条及び別表1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

—

各府省からの第1次回答

補助対象財産は国庫補助金の資金価値が転換されたものであり、財産処分に係る国庫納付額の算定は、処分時点における当該財産の資産価値を正確に評価する必要があるため、農林水産省においては、時価評価額のほか複数の手法で資産価値を評価し、国庫納付額を算定することとしているところである。

今回の事案では、結果として時価評価額の算定に要した経費が、算定結果を上回ることとなったようであるが、事案によっては残存簿価又は譲渡契約額よりも時価評価額が高価となることも想定されることから、適切な国庫納付額の算定を行うため、合理的な手法の一つである時価評価額は、引き続き国庫納付額を算定する際の比較対象の一つとして採用することが適当である。

他方、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合は、残存簿価又は譲渡額を基にした国庫納付額の算定ができるよう検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成20年5月23日付け20 経第385号農林水産省大臣官房経理課長通「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」別表1備考1より「国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。」と定められており、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を鑑みれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用地について不動産鑑定を行ってまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。

なお、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合について、検討を行うとの回答をいただいたところだが、今後の検討スケジュール等をお示しいただき、早急な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

貴提案のとおり、財産処分に伴う国庫返還にあたり、全ての用地について不動産鑑定を行い、正確な資産価値を算出することは必ずしも適当とは考えられない。

このため、近隣の類似案件の評価額や当該用地の一部の評価額などから不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合は、残存簿価又は譲渡契約額を基にした国庫納付額の算定ができるよう、事業を所管している省内部局庁や処分承認事務を委任している機関の意見なども踏まえつつ、概ね年度内には具体的な算定方法を示せるよう検討を進めることとしたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

(i)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成 28 年度中に具体的な算定方法を通知する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号 293	提案区分 A 権限移譲	提案分野 その他
-------------	----------------	-------------

提案事項(事項名)

地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分の手続の簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事案の報告のみを行うこととする。

具体的な支障事例

【提案の背景】

社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じている。

権限移譲により県が事務を行うことにより、協議期間の短縮に繋がるとともに、県の総合計画に沿った施策の推進が加速化され、市町村と一体となった、農林業のみならず、福祉、観光、教育、雇用の創出等の地域全体の活性化が可能となる。

【支障事例】

昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に新農業構造改善事業で整備した雲仙市の農業者トレーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した壱岐市の農村広場等（いずれも市町村所有）について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたいが、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号）」の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。

長期利用財産の財産処分は報告でよいことになっているが、実際には農政局とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。

また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事案が多く発生することが見込まれている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の必要性】

- ・地域の創意による長期利用財産の有効活用と地域活性化の促進
- ・事務量の削減

根拠法令等

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け

農林水産省大臣官房經理課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、新居浜市

- 適正化法の国費返還義務のある期間を経過した老朽化した建物がいくつか存在しているため、防災の観点からも解体・撤去を考えている。
- 提案県の事例のように整備時期が古い施設に係る案件は、近年ないものの、一般的な財産処分の案件はある。

各府省からの第1次回答

国庫補助金の資金価値が転換された補助対象財産は、本来、補助目的に従って処分制限期間中使用すべきところ、平成20年に、社会経済情勢の変化等へ対応するため、補助目的従った使用により10年を経過した財産を処分する場合は、報告をもって承認があったものとみなす包括承認制度を導入しているところである。

一方で、補助対象財産の処分は、指導を徹底してもなお会計検査院の決算検査報告の不当事項など不適切な処理事案が例年見受けられ、国として、より一層の厳正な指導が求められているところである。

このため、適切な包括承認制度の運用を図る観点から、当該財産処分にあたって、あらかじめ国において報告書を受理する際に内容が適切であるか確認する必要があると考えているところである。

他方、報告書受理までの処理期間については、手続簡素化の観点から包括承認制を導入した経緯からも短時間で適切に処理すべきものであることから、実態を調査したうえで必要に応じて地方農政局における事務処理期間の短縮を図ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成20年の包括承認制度の導入により社会経済情勢の変化等への対応が強化されたことは理解するが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じており、地域活性化の支障となっているのが現状である。そのため、利用率及び必要性が低下した既存財産の活用を地方自治体の創意工夫により円滑に行うことができるよう制度の改正が必要である。

また、今回の要望においては、地方公共団体が事業主体となったものに限定しており、加えて県の確認については継続するため、不適切な処理事案になる可能性は極めて低いと考えられることから、地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事案の報告のみを行うこととしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

貴提案のとおり、地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分報告書の実質的な内容の確認については、都道府県の責任ある判断に委ねることとし、概ね年度内に関係機関への周知が行えるよう検討を進めることとした。

ただし、この場合であっても、資料の添付漏れ等の形式上の不備があったときは、報告書の受理を留保する可能性があることから、引き続き、事前の報告とされたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

4【農林水産省】

(1)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務

市町村等の地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分の報告については、交付主体である都道府県が内容を確認し、処分の妥当性を判断することとし、その旨を都道府県に平成 28 年度中に通知する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

294

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

集落営農組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に何ら影響を与えるものではないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県への事前届出制とし、国へは県からの事後報告とする。

※強い農業づくり交付金の事務取扱における合併 JAに対応した移管届(別記様式第9号)に準じた対応を想定

具体的な支障事例

【提案の背景】

農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。

しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならず、農作業の繁忙期等は事務が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在する。

このような状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。

また書類の確認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、併せて事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。

【支障事例】

長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それらのうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の必要性】

- ・法人化の促進と競争力の強化
- ・事務量の削減

根拠法令等

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

補助対象財産の財産処分については、例年、会計検査院の決算検査報告の不当事項など不適切な処理が行われる事案も見受けられ、国としてより一層の厳正な指導が求められているところである。

また、適正化法第22条は、各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反した譲渡などをしてはならないとされ、交付の条件を付していることから、承認を受けることなく、事後の報告とすることは適当ではない。

なお、こうしたことから、現行制度では適正化法及び財産処分承認基準の適切な運用を図る観点から、あらかじめ都道府県において申請書類の確認を行っていただいた上で、国において申請内容が適切であるか確認する体制をとっているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

農業経営体の法人化に際しての財産処分の承認に係る事務も法人化に向けた支障の一つとなっており、国も施策として推進している法人化を促進するためには、障害となっている事項についてはできる限り改善する必要がある。

また、法人化に伴う財産の譲渡は、利用方法や補助目的に影響を与えるものでないことから不適切な処理となることは考えられず、事務量の削減や簡素化に資するためにも、承認事項から届出事項への変更について、ご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

法人化に伴う財産の譲渡であっても、法令上、財産処分に該当するため、財産の名称、数量等の必要最小限の事項を記載した財産処分承認申請書を作成していただくこととしている。

他方、法人化に伴い法人化後の組織に補助対象財産が承継される場合については国庫返納を求めないこととしていることから、国庫返納の要否を確認するに当たり、当該法人組織への財産の承継が分かる既存の資料（法人化計画書など）の添付を求めていたに過ぎず、法人化に向けた支障となっているとは考えられないところである。

平成28年の方針等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

(ii) 経営体の法人化に伴い財産を譲渡する場合に行う農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分申請については、同じ交付主体の補助事業で整備した財産を一括して申請することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善

提案団体

宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定すること
さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追記する等、明文化すること

具体的な支障事例

県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し採点を行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。
このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業務への支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助事業に関し、事業者に対して適切なアドバイスを行うことができ、不採択になった事業者に対しても十分なフォローを行うことで、地域の実情に応じて、生産的な事業を増加させることができる。

根拠法令等

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱
6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、山形県、木更津市、鳥取県、島根県、宮崎県

○本県においても不採択事例があるが、理由等が不明なため、事業者に対してのフォローが不十分な状態である。今後、総合化事業計画の実現に向け、効率的な支援を行うためには、国と県との十分な情報交換が必要である。

○県で活用している6次産業化ネットワーク活動交付金(支援体制整備事業)において、H26 及び 27 年度に要望配分額を下回る配分となった。H26 年度の配分額減額については、農林水産省から配分額の算定資料が示され、本県で実施する内容を大幅に削減した上で、不足分については県費充当を行い事業を実施した。H27 年

度はH26年度よりも更に大幅な配分額減額となったが、農林水産省から配分に係る大まかな考え方は聞き取れたものの算定資料は示されず、不足分については県費充当を行い事業を実施した。予算配分については国の裁量権の範疇とは考えるが、仮に配分額が要望を下回った場合は自治体の一般財源を充当して事業を実施せざるを得ないため、配分根拠は示していただきたい。

○「6次産業化ネットワーク活動交付金」(整備事業のうち事業者タイプ)について、申請事業者は市を経由して県に申請したもの、採択結果については、県を通じて市に採択結果のみがメールにて連絡されるのみで、市から採択結果の理由を県に聴取しなければその理由も分からぬままである。不採択となった事業者に対して、その理由を含む適切な回答ができないとともに、今後、申請するにあたっても適切な助言・アドバイスができないため、「求める措置の具体的な内容」に記載のとおり、特に、不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、選考の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場を設定頂きたい。

○6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について、採択結果だけでなく不採択になった場合の理由や改善点等を伝達することにより、今後の支援・指導に繋げていくことができるため、交付金の運用改善の必要性を求める。

○提案団体と同様の点で支障が生じている。特に不採択事業について、国として改善が必要な点をどのように考えているかが全く不明なため、県として今後の計画改善や対応に向けた説得力のあるフォローが困難。

各府省からの第1次回答

6次産業化ネットワーク活動交付金の事業採択については、要望調査の際に提出のあった事業実施計画に対して「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知)及び「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」(平成25年5月16日付け25食産第626号食料産業局長通知)に基づき、都道府県が配点を行った結果をもとに配点の高い事業実施計画から順に、予算の範囲内で要望額に相当する額を配分している。

このため、不採択となったものは、採択された事業実施計画と比べてポイントが不足していることが明らかであり、その理由は配点を行った都道府県が承知しているものであることから、不採択理由の説明や配分基準への追記を行う必要はないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

御回答の趣旨については理解したが、例えば、不採択となった事業者の今後の参考にしてもらうために、各地域ごとの採択件数や、当該年度の採択基準値(結果としてのボーダーライン)を示すことなどはできないか検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】

- ・支援体制整備事業では、実施要綱等に基づく配点が前年度と同点であっても年度によっては配分額が要望額から減額されている。
- ・予算額と比較して、要望額積算が超過するため配分額が減額されることも想定されるが、その理由は配点を行った都道府県でも不明なため、明確な配分基準(減額理由)を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

県別の申請件数、採択件数、当該年度の採択基準値(ボーダーライン)については、都道府県によっては、そのような公表を望まないところもあり得ると考えられるので、これらの公表について、全ての都道府県の意向を確認し、全都道府県から公表することについて、了解を得られた場合には、公表することとする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できること

具体的な支障事例

【提案の背景】

農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。

本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が 19 計画を策定し、農工団地 58 団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約 28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。

【具体的支障事例】

地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。

本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかつた例がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

未利用の農工団地の活用だけではなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田県

○ 本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。

各府省からの第1次回答

農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するためには地域に「しぐと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。

なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。

いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つかり次第造成するところが多くある。

農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。

また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。

一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。

世界農業センサス 2015 によると、日本の農家戸数は、2010 年比約 18% 減となっており、このうち、兼業農家の割合は 2010 年の 72% から 66% に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。

本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるので、更なる検討を期待する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるよう

するためには、同法を改正する必要があり(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。
なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(7)農村地域工業等導入促進法(昭 46 法 112)

工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省、経済産業省及び国土交通省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長崎県

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考える。
○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

なお、国土交通省は、貴県を含む関係 22 道府県からの全 23 計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることがないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成 27 年 4 月 1 日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27 の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出して

いる。

今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(10)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るために、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	302	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
------	-----	------	--------------	------	------------

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27 計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

なお、国土交通省は、貴県を含む関係 22 道府県からの全 23 計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることがないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成 27 年 4 月 1 日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27 の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。

今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方

向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいる所存。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(10) 半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るために、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省: 総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長崎県

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考える。

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第 10 項及び第 11 項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成 24 年 11 月 29 日付事務連絡「各都道県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成 25 年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約 1 か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第 10 項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第 10 項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第 10 項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第 12 項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第 11 項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 24 年から 25 年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約 3 ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。
なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(5)離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的な内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第 10 項及び第 11 項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけよう、平成 24 年 11 月 29 日付事務連絡「各都道県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成 25 年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約 1 か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第 10 項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第 10 項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第 10 項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることがある可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第 12 項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第 11 項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 24 年から 25 年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約 3 ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町会からの意見

—

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているもので

あり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(5)離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

136

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徵求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徵求を原則として運用している。

近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。

金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県

- 新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。
- 当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。
- 当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続が容易でないこと等から、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、当該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。
- 本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また一部漁業者からは、保証人を依頼しにくいため漁信基保証を求める要望がある。
- 本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。
- 今後、民法が改正（債権関係）された場合、今まで以上に借受人は保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下しているなか、益々の資金利用の低下が懸念される。
- 沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

各府省からの第1次回答

1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。

本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。

2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、

① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある

② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する

等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。

3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。

他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件 H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものである思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。

4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提是借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。

また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないと御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものと考える。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用の幅が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改正は必要なものと考える。それにも関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るために、選択肢の幅を広げたい。

【長崎県】

貸付資金の償還が確実に実行されることが制度存立の大前提ということであれば、転貸融資方式と機関保証の導入により、原資がより確実に保全されることになり、保証人の確保ができなかった借受者でも、当該制度を利用できるようになる。

また、平成27年2月10日に決定された「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」では、保証人保護の方策が拡充されることになっており、公正証書の作成など保証人となることに対する手続きがより複雑になり、今以上に保証人確保が難しくなることが予想される。従って、現状のままでは、当該制度の利用を諦める事例が増えるのではないかと懸念される。

なお、一般的に金融機関が融資困難とした案件を、都道府県が保証人のみで対応することは相当難しいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活

用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためにには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないとのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

- (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。
- (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

254

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。

具体的な支障事例

【制度の概要】

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。

なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。

【具体的な支障事例】

この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徵求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徵求を原則として運用している。

近年漁業者が中古船やレーダー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。

【制度改正の必要性】

新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。

【参考】

なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。

金融ノウハウを活かした貸付けが可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。

根拠法令等

沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、
中小漁業融資保証法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県

- 沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業信用基金協会の債務保証を可能として要件とする場合、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。
- 新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。
- 当県においても連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるをえなかった事例がある。
- 当県においても、提案団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続が容易でないことから、連帯保証人への徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、該資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、さらにこうした事例が増加することが予想される。
- 本県においては、長期延滞や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の方が貸し倒れリスクは減少する。また、一部漁業者からは、保証人を依頼にくいため漁信基保証を求める要望がある。
- 本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式かつ機関保証とされたい。

各府省からの第1次回答

- 1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける極めて政策的かつ優遇された資金であり、単なる金融措置と性格が異なる。
本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握している水産業改良普及員や市町村、漁協などが連携し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及奨励することにより貸付後においても積極的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。
- 2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、
 - ① 関係機関が連携した政策的な融資判断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある
 - ② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子として極めて優遇された資金の借入れに当たり、借受者に新たな負担（保証料等）が発生する等、借受者に新たな支障が生じる可能性がある。
- 3 現在、本資金は39都道府県で貸付けが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もある中、直近3カ年においても年間300件前後（H24:334件、H25:315件、H26:268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善に大きな役割を果たしている。
他方、山口県における近年の実績は年間約1件（H24:0件 H25:1件、H26:1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事由としては乏しいものである思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に精査した上で慎重に行う必要がある。
- 4 沿岸漁業改善資金制度の存立の大前提是借受者から資金の償還が確実に実行され繰り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することにより確実に償還されるよう措置する必要がある。
また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関との連携を図りつつ引き続き制度の趣旨に沿った適正な運営を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないと御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものと考える。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。また、漁連等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用の幅が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改正は必要なものと考える。それにも関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。

なお、詳細については補足資料を参照されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

2について、

①融資判断については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。

②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の判断で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。

3について、

神奈川県の場合、平成25年度9件、平成26年度7件、平成27年度7件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。

4について、

神奈川県としては、大きな延滞や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るために、選択肢の幅を広げたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

旧農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が改められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などにおいて、民間金融機関が持つノウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。(なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。)

また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。

一方で、沿岸漁業改善資金制度では、零細経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るために、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。

水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないとのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信漁連等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討してまいりたい。

なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭 54 法 25)

- (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成 28 年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成 29 年中に講ずる。
- (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成 32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

158

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和

提案団体

京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的な内容

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の事業費に占める委託割合(50%)の制限を緩和し、実態として丸投げでない委託については50%を超過しても委託可能とする

具体的な支障事例

府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がいないため、有害捕獲班を編成している市町村、猟友会等の狩猟団体へ委託しなければ実施できない。

そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。

事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で委託割合について50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し捕獲者と捕獲場所等の検討や市町村との調整、捕獲実施日には現地に行く等を行っており、実態として丸投げではない委託については、認めていただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

委託割合の制限を緩和することによって、都道府県の目的とする鳥獣被害対策に予算を重点的に配分し、効率的、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(別記2:鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長野県、岐阜県

○委託事業であっても、事前の関係者や現地における調整、実施の確認など直接県が関わる部分もあるなど、全くの丸投げではない場合もあるため、一律金額で1/2とするのではなく、実態により1/2を越えて委託可能とされたい。

○本交付金を活用したエゾシカの捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する道独自の専門員等がいないため、猟友会等の狩猟団体へ委託を行わなければ事業を実施できない。また、捕獲個体を用いた有効活用事業の実施に当たっては、民間が持つノウハウを最大限活用し、道内外の方々にエゾシカ肉の魅力を伝え、効果的なエゾシカ肉の消費拡大を目指すことを目的として、民間企業に有効活用事業の委託を実施しているところである。これらの事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて確保・実施しなければならないことが足か

せとなっており、必要な事業量確保や効果的な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で、本交付金においては、委託割合について 50%以内の制限が設けられていると考えるが、道が実施している委託事業は、道が事業実施計画を策定し、委託事業者との各種検討や関係各所との調整、事業実施にあたり道職員の現地での確認や指導を行うなど、実態として事業の丸投げを行うような委託ではないため、認めていただきたい。

○広域に生息するカワウについては、各市町村が単独で捕獲等を行うより、県が主体となって計画的に捕獲等を行うことが効果的である。しかし、県には捕獲等ができる職員がいないため、漁協等へ捕獲等を委託しなければ実施できない。鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)については、事業の委託が事業費の 50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

今回、提案を頂いたケースについては、府が関係市町村と連携しながら広域捕獲計画を策定し、計画の実施にあたる一斉捕獲部分を獣友会が行うなど、事業のコントロールは府が行っており、丸投げにはあたらず、実質的に府事業の請負や役務の要請で対応することが可能であると思料される。

なお、他県においては、同じ事業について、請負や役務の要請で対応している場合もあるところ。

このため、平成 29 年度予算検討過程において、当該事業について、請負や役務の要請で実施可能であることや、委託する場合においても、「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を関係通知に明記することについて、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

野生鳥獣の捕獲業務については、捕獲数量等を成果の目的とした請負業務になじまないため、従来から業務委託として実施してきたところである。府が作成した全体事業計画において、その一部(捕獲作業)を委託する場合などは、50%以内制限を適用しないよう検討願いたい。

また、そもそも 50%以内制限が設けられている本質的な理由は何か明確に示して頂きたい。

なお、委託ではなく請負業務として実施が可能であるならば、その手法について関係通知に明記していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

委託割合の 50%以内制限については、平成 14 年 3 月に閣議決定された、「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」において、第三者分配型補助金の見直し等、公益法人に対する補助金交付のあり方が示されたことを踏まえ、委託する際の限度額を 50%以内に制限したところである。

本件については、平成 29 年度予算検討過程において検討を進め、当該事業について、請負や役務の要請で実施可能であることや、委託する場合においても、「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を関係通知に明記し、地方公共団体に通知を行う予定である(通知発出は平成 29 年 4 月を予定)。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(14) 鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費のうち委託に係る費用が 50%を超えてても委託により実施可能である場合等を明確化するため、地方公共団体に平成 29 年 4 月を目途に通知する。

